

保険代理店業務以外に係わる個人データ等の安全管理措置

制定 2021年9月1日

株式会社トップ

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人データ等の安全管理措置について定める。

(定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）」及び関係各省庁の個人情報保護に関するガイドラインによるものとする。

(適用)

第3条 本規程は、弊社の従業者に適用する。

(個人情報の安全管理に係わる基本方針)

第4条 弊社における個人情報の適法かつ適正な取扱を確保するため、次の事項を含む個人情報の安全管理に係わる基本方針を定める。

- (1) 個人情報取扱事業者の名称
- (2) 安全管理措置に関する質問及び苦情処理の窓口
- (3) 個人データの安全管理に関する宣言
- (4) 基本方針の継続的改善の宣言
- (5) 関係法令遵守の宣言

2 個人情報の安全管理に係わる基本方針は、弊社の従業者に周知するとともに、弊社のホームページへの掲載、事務所への掲示等により公表する。

第2章 組織的安全管理措置

(個人情報管理責任者)

第5条 弊社は、高安紀足を個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者（個人情報管理責任者）とする。

2 個人情報管理責任者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 個人情報の安全管理に関する規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
- (2) 個人情報を取扱う各部署における個人情報管理者の任命及び本人確認に関する情報の管理者の任命
- (3) 個人情報管理者及び本人確認に関する情報の管理者からの報告徴収及び助言・指導
- (4) 個人情報の安全管理に関する教育・研修の企画
- (5) 個人情報の漏えい事案等の事故への対応
- (6) 個人情報の利用目的の制定及び改正
- (7) その他個人情報の安全管理に関する事項

(個人情報管理者)

第6条 個人情報管理者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 個人情報取扱者の指定及び変更等の管理（個人情報管理役割分担表の作成）
- (2) 個人情報の利用申請の申請及び記録等の管理（個人データの取扱いに係る各種様式を整備）
- (3) 個人情報を取扱う保管媒体の設置場所の指定及び変更等
- (4) 個人情報の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理
- (5) 個人情報の取扱状況の把握
- (6) 委託先における個人情報の取扱状況等の監督
- (7) 個人情報の安全管理に関する教育・研修の実施
- (8) 個人情報管理責任者に対する報告
- (9) その他所管部署における個人情報の安全管理に関すること

（個人情報取扱者）

第7条 個人情報取扱者は、次に掲げる業務を所管する。

- (1) 個人情報取扱規程に従った個人データの運用
- (2) 個人データ等の安全管理措置に従った個人データの安全管理
- (3) 個人データ等の削除、機器及び電子媒体、書類等の廃棄の確認

（個人情報等の取扱台帳）

第8条 個人情報管理責任者は、取扱う個人情報の取扱い状況を確認できる手段として以下の事項を含む台帳等を整備するとともに、適宜に見直しを行うものとする。

- (1) 取得項目
- (2) 利用目的
- (3) 保管場所・保管方法・保管期限
- (4) 管理部署
- (5) アクセス制御の状況

2 個人情報等の取扱部署の個人情報管理者は、本条第1項に定める台帳に関する事項を個人情報管理責任者に報告しなければならない。

（自主点検・監査の実施）

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに関する法令及び諸規程の遵守状況に関する自主点検または監査の実施計画を立案し、個人情報取扱部署毎に自主点検または監査を定例的に実施する。

- 2 自主点検の実施責任者は当該取扱部署の個人情報管理者とし、点検結果を個人情報管理責任者に報告する。
- 3 監査の実施責任者は当該取扱部署以外の個人情報管理者とし、点検結果を個人情報管理責任者へ報告する。

（漏えい時の対応）

第10条 個人情報取扱者は、自らの部署において個人情報の漏えい等の事故又は違反の発生あるいはその恐れのある場合は、直ちにその旨を個人情報管理責任者に報告し、その指示を求めなければならない。

2 個人情報管理責任者は、関係者を召集し、速やかに協議する。

【協議内容】

- ① 事実関係の調査及び原因の究明
- ② 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ③ 個人情報保護委員会等の外部関係者への報告

- ④再発防止策の検討及び決定
- ⑤事実関係及び再発防止策等の公表

(体制の見直し)

第11条 個人情報管理責任者は、前条の自主点検または監査の結果に照らし、必要に応じて個人情報の取扱いに関する安全対策、諸施策を改善しなければならない。

第3章 人的安全管理措置

((従業員の監督)

第12条 弊社は、従業員が個人情報等を取扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。

2 弊社は、従業員に対して個人情報の保護及び適正な取扱いに関する誓約書等の提出を命じることができる。

(社内教育)

第13条 従業員に対する個人情報の保護及び適正な取扱いに関する教育方針は、個人情報管理責任者が計画、決定する。

2 従業員は、個人情報管理責任者が指定する個人情報の適正な管理に関する研修を受講しなければならない。

第4章 物理的・技術的安全管理措置

(物理的安全管理措置)

第14条 弊社は、従業員に個人データ等を取扱わせるに当たっては、個人データ等の適正な取扱いのため、個人データ等の安全管理措置が適切に講じられるよう、次の必要かつ適切な監督を行なう。

- (1) 個人データ等を取り扱う区域の管理
- (2) 鍵の管理
- (3) 入退室管理の実施
- (4) 機器、装置等の固定など物理的な保護
- (5) 盗難等に対する予防対策の実施
- (6) 個人データ等の削除、機器及び電子媒体、書類等の廃棄

(技術的安全管理措置)

第15条 弊社は、従業員に個人データ等を取扱わせるに当たっては、個人データ等の適正な取扱いのため、個人データ等の安全管理措置が適切に講じられるよう、次の必要かつ適切な監督を行なう。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報漏えい等の防止

第5章 委託先管理

(委託先の監督)

第16条 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるように、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の委託を行う個人情報管理責任者は、委託先に対して以下の各号の事項を実施しなければならない。

- (1) 委託先の個人情報保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること
- (2) 委託先との間で、次の事項を含む契約書等を締結すること

【委託契約事項】

- ①秘密保持義務
- ②事業所内からの個人データ等の持出しの禁止
- ③個人データ等の目的外利用の禁止
- ④再委託における条件（再々委託以降も含む）
- ⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ⑥委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄
- ⑦従業員に対する監督・教育
- ⑧契約内容の遵守状況について定期およびインシデント発生時の報告
- ⑨当社の個人情報を取扱う委託先従業員
- ⑩当社による是正勧告および立入実地調査の権利

（罰則）

第17条 弊社は、本規程に違反した従業員に対して就業規則等に基づき処分を行う。また、その他の従業員に対しては、契約又は法令に照らして決定する。

（改廃）

第18条 本規程の改廃は、個人情報管理責任者の決裁において行うものとする。

<附則>

第1条 本規程は2021年9月1日より実施する。